

第3章 地理的表示登録の現状及び事例分析による

地理的表示活用上の課題等

内藤 恵久・八木 浩平・大橋 めぐみ・久保田 純

1. 地理的表示登録等の現況と特徴

(1) 地理的表示登録の状況

2016 年末現在で、地理的表示登録産品は 24¹となっている。品目区分別に見ると、野菜（全て生鮮）が 9、果物が 4（生鮮 2、加工品 2）、牛肉が 2、茶が 1、水産物が 2、その他食品が 2、非食品が 4 となっている²。現時点では、野菜類、特に地域で伝統的に生産されてきた野菜の登録が多くなっているが、これは、特定の地域で伝統的に生産されてきた産品については、他と異なる特性や地域との結びつきの説明が容易であり、地理的表示の登録申請が比較的容易だったためと考えられる。なお、申請番号第 93 号の申請について登録申請が公示されていることから、既にかんりの数の登録申請が行われているものと推測され、今後登録数の増加が期待される。

登録生産者団体別に見ると、農協が最多で 9、農協以外の協同組合が 2、関係者による協議会が 7、その他が 6 となっている。地理的表示保護制度は地域の共有財産として維持されてきた名称を知的財産として保護する意味があり、幅広い関係者の参加が可能な協議会を主体とする方式は、地理的表示保護制度に適合している。この点で、ほぼ 1/3 で協議会を登録生産者団体としていることや、このうち 3 産品について協同組合が地域団体商標を保持する一方、地理的表示については協議会を主体としていることが注目される。斎藤（2012）は、地域全体のブランド管理のため、ブランド協議会を設立して利用の範囲を拡大することが必要と指摘しているが、これまでの登録実績からは地域全体のブランド管理に向けた動きが読み取れる。なお、地域団体商標の権利者は 1 農協であったが、地理的表示保護に当たっては 3 農協を登録生産者団体としている産品³もあり、これも地域全体でのブランド管理に向けた動きと理解される。

申請から登録までの期間は、最短で 7 ヶ月、最長で 18 ヶ月となっており、平均では 10.6 ヶ月を審査期間として要している。商標の審査期間（ファーストアクション期間⁴）の 4.0 ヶ月⁵と比較すれば長期間となっているが、地理的表示の場合、生産地域とつながりのある特性を持つ特定農林水産物等であることの確認や、生産行程管理業務が適切に行われるかどうかの審査など、商標にはない審査事項があり、また、学識経験者の意見聴取手続も必要とされていることから、やむを得ない面があるものと考えられる。ただし、制度の施行

からまだ一年半であり、これまで登録されたものは比較的順調に審査が進んだものが多いと想定される⁶。早期の登録は、生産者及び消費者利益の保護から望ましく、今後の審査期間の推移にも注目しておく必要がある。

商標登録との関係では、24 製品のうち商標を取得している製品が 10（地域団体商標 7、一般の商標 3）存在する。第 2 章 3（2）1）で触れたとおり、地域団体商標取得済の製品であっても、地理的表示活用の意向は強く、登録実績にもこれが表れている。

第 3-1 表 地理的表示の登録産品一覧

名称	産品の区分(注1)	登録生産者団体	登録日	申請日	審査期間	商標の有無
あおりカシス	果実類(すぐり)	あおりカシスの会	2015.12.22	2015.6.1	7	無
但馬牛	生鮮肉類(牛肉)	神戸肉流通推進協議会	2015.12.22	2015.6.1	7	有(地域団体商標)
神戸ビーフ	生鮮肉類(牛肉)	神戸肉流通推進協議会	2015.12.22	2015.6.1	7	有(地域団体商標)
夕張メロン	野菜類(メロン)	夕張市農業協同組合	2015.12.22	2015.6.1	7	有(一般商標)
八女伝統本玉露	飲料等(茶葉)	八女伝統本玉露推進協議会	2015.12.22	2015.6.1	7	無(注2)
江戸崎かぼちゃ	野菜類(かぼちゃ)	稲敷農業協同組合	2015.12.22	2015.6.1	7	無
鹿児島島の壺作り黒酢	調味料(米黒酢)	鹿児島県天然つぼづり米酢協議会	2015.12.22	2015.6.1	7	無
くまもと県産い草	その他農産物類(いぐさ)	八代地域農業協同組合等3農協	2016.2.2	2015.6.1	9	無
くまもと県産い草畳表	畳表類(いぐさ畳表)	八代地域農業協同組合等3農協	2016.2.2	2015.6.1	9	有(地域団体商標)
伊予生糸	生糸類(生糸)	愛媛県西伊予市蚕糸業振興協議会	2016.2.2	2015.6.1	9	無
鳥取砂丘らっきょう	野菜類(らっきょう)	鳥取いなば農業協同組合	2016.3.10	2015.6.1	10	有(一般商標)
三輪素麺	穀物加工品類(そうめん類)	奈良県三輪素麺工業協同組合 奈良県三輪素麺販売協議会	2016.3.29	2015.6.1	10	有(一般商標)
市田柿	果実加工品類(干し柿)	みなみ信州農業協同組合	2016.7.12	2015.6.1	13	有(地域団体商標)
吉川ナス	野菜類(ナス)	鯖江市伝統野菜等栽培研究会	2016.7.12	2015.6.19	12	無
谷田部ねぎ	野菜類(ねぎ)	谷田部ねぎ生産組合	2016.9.7	2015.6.22	15	無
山内かぶら	野菜類(かぶ)	山内かぶらちゃんの会	2016.9.7	2015.6.24	15	無
加賀丸いも	野菜類(やまのいも)	南加賀地区丸いも生産協議会	2016.9.7	2015.8.12	13	無
三島馬鈴薯	野菜類(馬鈴しょ)	三島函南農業協同組合	2016.10.12	2015.7.9	16	有(地域団体商標)
下関ふぐ	魚類(ふぐ)	下関唐戸魚市場仲卸協同組合	2016.10.12	2015.10.5	13	有(地域団体商標)
能登志賀ころ柿	果実加工品類(干し柿)	志賀農業協同組合	2016.10.12	2015.10.19	12	無
十勝川西長いも	野菜類(やまのいも)	十勝川西長いも運営協議会	2016.10.12	2016.1.5	10	有(地域団体商標)
くにさき七島蘭表	畳表類(七島イ畳表)	くにさき七島蘭振興会	2016.12.7	2015.6.29	18	無
十三湖産大和しじみ	貝類(しじみ)	十三漁業協同組合	2016.12.7	2016.1.8	11	無
連島ごぼう	野菜類(ごぼう)	倉敷かさや農業協同組合	2016.12.7	2016.1.26	11	無

資料：登録公示情報を元に内藤作成

注(1)登録上の区分によっており、本文中の分類とは異なる。

注(2)「福岡の八女茶」が地域団体商標に登録。

なお、2016 年末時点で、登録申請の公示がされているものが 7 製品⁷あり、このうち 3 製品が黒毛和種の牛肉となっている。黒毛和種については全国で飼育されている品種であり、血統の均一化や飼養管理技術等の高位平準化が進んでいるため、産地銘柄牛の GI 制度における地域と結びついた特性を説明することが難しい例が見られたことから、同年 12 月、審査基準の中に「黒毛和種の牛肉の社会的評価についての基準」が定められた。多くの産地銘柄牛がある中で、これまで登録されたのは但馬牛・神戸ビーフのみであるが、今後、この基準に沿った審査・登録が進むことが期待される。

また、公示がされているもののうち 1 製品は外国から申請のあったもの（パルマハム）となっており、二国間協定等による外国の地理的表示の保護の動向と併せ、今後外国からの申請が増加するかどうかについても注目される。

(2) 登録拒否の状況

現在までに登録が拒否されたケースは 3 件⁸である。1 つ目のケースは、申請のあった名称の一部を登録拒否したものであり（残りの名称については登録済み）、拒否事由は法第 13 条第 1 項第 4 号イ該当（生産地、特性を特定できない名称である）である。2 つ目と 3 つ目のケースは、産品として登録を拒否したものであり、拒否事由は、一方が法第 13 条第 1 項第 3 号イ（特定農林水産物等でない）及び同項第 4 号イ該当と、一方が法第 13 条第 1 項第 3 号イ該当である。詳細な拒否事由は明らかにされていないが、名称に地名を含まず生産地を特定できないと判断されたり、生産地に帰せられる品質等の特性が認められなかったためと想定される。個別事例についての詳細な拒否事由を明らかにすることは難しい点があると思われるが、地理的表示の登録申請に当たって申請者が陥りやすい問題点については、ケースが積み上がった段階で、申請に当たっての留意点等として関係者に周知されることが適当ではないかと考えられる。

2. 事例分析による地理的表示保護制度活用上の課題等

(1) 問題意識

第 2 章 3 (2) 3) で示したとおり、地理的表示登録を検討している産地のほとんどは、制度活用にあたっての課題を抱えている。その内容は、品質管理体制の確立が困難、特性、生産方法等の合意形成が困難等となっているが、この解決にあたっては、既に登録済みの産品についてどのように課題を解決したかを把握するとともに、課題を抱えている産品に関して課題を具体的に把握し、その解決策を分析することが有効と考えられる。このため、登録済み産品、登録申請中の産品及び第 2 章の調査で登録申請を検討しているが活用にあたって課題を抱えていると回答のあった産品から、数産品を選定し、具体的な状況を調査し、その対応の分析を行った。また、登録済みの産品については、地理的表示登録の効果を併せて調査し、今後関係者が地理的表示の登録を検討する上で参考となる情報の把握に努めた。

(2) 個別事例の概要

地理的表示登録済みの産品として、鳥取砂丘らっきょう、市田柿、連島ごぼう（調査時点では、登録申請公示段階）の 3 産品の調査を行った。また、登録を検討している産品を中心に、いわて牛、いわて短角和牛、二子さといも、松本一本ねぎ、相生晩茶、かごしま黒豚、知覧茶の 7 産品について、地理的表示登録に向けた具体的な課題を重点として調査を行った。各産品において、地理的表示制度活用上の課題等と考えられる点は以下のとお

りであり、それぞれの製品の抱える課題は様々に異なるものとなっている。なお、製品ごとの詳細な内容は、別紙 1～10 にとりまとめている。

第 3-2 表 各製品の地理的表示保護制度活用上の課題等

産品名	登録等の状況	取組の特徴、地理的表示保護制度活用上の課題等
鳥取砂丘 らっきょう	2016.3.10登録	GI登録については農協主体の取組。自治体はPR活動等を支援。 流通業者に対するGI制度の徹底した説明により、有利販売につなげている。また、登録をきっかけの生産者の意識が向上。 GI未登録のらっきょう漬けについて、生産行程管理を行う生産者団体の確保、農協以外の加工業者の参加が課題。
市田柿	2016.7.12登録	GI登録については農協主体の取組。関係自治体も参加する協議会と連携して、ブランド化の取組を実施。 登録生産者団体以外から販売される製品も多く、当該団体から販売されないものも含めた、生産行程管理の具体的手法の確立が課題。 審査運用の明確化が必要な点として、特に優良なもののみをGIの対象とすることができるかとの点があったが、審査時に否定されている。
連島ごぼう	2016.12.7登録 (調査時点では、 申請が公示され た段階)	生産者は基本的に農協にまともっており、農協主体で登録手続を実施。 自治体とも連携し、GI登録を活かしたPR等により、登録の効果を上げていくことが課題。
いわて牛	登録申請を検討	他と異なる特性の明確化とともに、生産方法等が様々であり、品質・生産基準等についての合意形成が課題。 既に取得している地域団体商標との関係整理が必要。
いわて短角 和牛	登録申請を検討	制度の概要・効果の周知等により、登録意欲の向上を図ることが前提。 既に取得している地域団体商標との関係整理や、品質・生産基準等についての合意形成が課題。
二子さといも	登録申請を予定	農協未加入の生産者を含めた品質・生産基準の合意形成、生産行程管理手法の確立が課題。 市が中心となって、合意形成等の作業を進めている。 審査運用の明確化が必要な点として、一般的に出荷される製品と品質の異なる加工仕向け製品の扱いがある。
松本一本ね ぎ	登録申請を検討	生産者が2農協にまたがり、生産方法等にも差異が見られるが、この間での生産基準等の合意形成が課題。また、2農協以外での生産・販売実態の把握も必要。 市が中心となって合意形成等の取組を進めている。 審査運用の明確化が必要な点として、品種名と同一の名称のGI登録の可否がある。
相生晩茶	登録申請の予定 なし(注)	関係者はGI登録の必要性を感じておらず、制度の概要・効果の周知等により、登録意欲の向上を図ることが前提。 登録を行う場合は、品質・生産基準についての合意形成が課題。
かごしま黒 豚	登録申請を検討	関係者が多岐にわたり、GI登録のメリットの明確化や品質・生産基準の合意形成が課題。 県が事務局を務める協議会が、ブランド化の取組の中心的役割を担っている。
知覧茶	2015.6に登録申 請を行ったが、一 旦申請を取り下 げ	市が中心となって、知覧、川辺、頰娃の三銘柄を知覧茶に統一している。 審査運用の明確化が必要な点として、最終仕上げ地が地域外である場合の扱いがある(荒茶までは南九州市で行われるが、仕上げは地域外で行われることが多く、このような場合にどのような登録内容とすべきか)。

資料:現地調査結果に基づき内藤作成

(注) 全農県本部では、相生晩茶を含む阿波晩茶について登録申請を検討

(3) 小括

(2) のとおり、各産品が抱える地理的表示活用上の課題等は様々であるが、以下では、地理的表示登録に困難を抱えている産品に関する課題への対応として、①制度の認知度の向上、②地理的表示に関する取組を支える体制とこれに対する支援、及び③制度運用の細目の明確化と関係者への周知という三つの点について整理した。

なお、以上の三点は地理的表示登録に向けた課題を主に整理したものであるが、地理的表示登録後、これを有効に活用していくためには、これらに加え、鳥取砂丘らっきょうで指摘されているように、地理的表示を活用した効果的な PR や品質・供給量の両面で安定した生産体制作り等が課題となると考えられる。ただし、本年度の調査では、地理的表示登録に当たっての課題を抱えている産品を中心に調査したことから、登録済みの産品を十分に調査できておらず、登録後の活用上の課題や地理的表示登録の効果等については十分把握できていない。今後、このような点についても、調査・分析を深める必要があると考えている。

1) 地理的表示制度の認知度の向上

第2章で示した実態調査では、地理的表示制度活用上の課題として、制度がよくわからないとする回答が19%、コストを考えると制度活用のメリットがあるか不安とする回答が16%に上っており、生産者団体自身が制度をよく理解していない場合や消費者・流通事業者の認知度の低さから制度に取り組むことの効果に不安を持っている場合が多いことがうかがえる。現地調査を行った産品においても、相生晩茶では、制度に取り組むメリットが十分共有されておらず、登録申請の機運が高まっていない。また、鳥取砂丘らっきょう（らっきょう漬け）でも、農協以外の事業者の参画が見込めていない。制度の認知度の向上を通じたメリットの実感、登録への取組を推進する上でも重要であり、行政には、これまで行ってきた制度周知の取組とともに、登録数の増加を通じて制度の定着を図る努力が一層望まれる。また、生産者への制度周知に当たっては、制度に取り組むメリットを明確に示すことも重要と考えられ、登録済み産品における効果の分析等も今後の課題である。

なお、登録済みの産品では、登録の効果を十分に発揮するために、制度の認知度の向上が強く要望されていた。行政の関与のもと品質を保証しているという制度の趣旨も含めて、消費者、流通事業者に周知していくことが行政に期待される。また、産地側も、それぞれの産品も持つ優位性を、地理的表示制度と関連づけて PR し消費者の評価を高めていくことが重要と考えられる。行政、産地がそれぞれの立場で地理的表示制度の周知に努めることで、制度が定着し、評価が高まるものと期待される。

2) 地理的表示に関する取組を支える体制とこれに対する支援

地理的表示は、地域の共有の知的財産を保護する仕組みであり、幅広い関係者が合意して取組を進める体制が重要である。このような体制作りは、特に、核となる単一の農協等の生産者団体がない場合に重要である⁹。このような場合には、生産者団体に未加入の生産者が多く存在する場合（二子さといも、相生晩茶）、複数の農協が存在する場合（松本一本ねぎ）、多くの生産系列があるなど関係者が多岐にわたる場合（かごしま黒豚）等がある¹⁰。この場合、地理的表示登録申請にあたって、まず、申請主体となる団体の組織化、品質や生産方法等に関する関係者の合意形成等が重要となるが、多数の関係者間の調整を図る上

で、中立的な立場でかつ地域全体の振興を担う自治体等に期待される役割が大きい。実際も、二子さといも及び松本一本ねぎでは市が、かごしま黒豚では協議会の事務局を担う県が中心となって、関係者の意見調整に努めている¹¹。このような場合、関係者が多く、合意形成が比較的難しいため、地域全体の振興を図る観点から自治体等が積極的に取り組むことが、登録を進める上で特に重要と考えられる。具体的には、例えば、協議の場をセットし、客観的な調査に基づき合意形成に必要なデータを提供していくこと等が考えられる。こういった取組の推進には国の支援も重要と考えられ、29年度の農林水産省予算では、登録に向けた調査に対する支援メニューが措置されているが、これ以外にも地域全体での取り組みに向けた幅広い支援が望まれる。

なお、核となる単一の生産者団体がある場合であっても、登録された地理的表示を核に、加工への展開や観光などとも結びつけ、地域全体の活性化に結びつけていくためには、自治体をはじめ幅広い関係者を含めた地域全体の体制整備が重要である。この点からもこのような地域全体での取組に対する支援措置が望まれる。

3) 制度運用の細目の明確化と関係者への周知

調査したいくつかの産品においては、登録審査の具体的運用に関し、対応に苦慮している例が見られた。例えば、①特に優良なもののみを地理的表示の対象とすることの可否（市田柿）、②品種名と同一の名称を地理的表示登録することの可否（松本一本ねぎ）、③最終仕上げ地が地域外である場合の扱い（知覧茶）、④加工仕向け産品の品質が一般的に出荷される産品と異なる場合の取扱い（二子さといも）等である。これらの問題は、制度が運用される中で顕在化してきたものであるが、問題の解決を個別産地の対応に任せるのではなく、行政の審査基準等の中で運用基準を明確化し、これを積極的に周知していくことが、同様の問題を抱える各産地の申請を容易にするものと思われる。また、GIサポートデスク¹²に相談実績が蓄積されていると考えられることから、各産地が陥りやすい問題に対する対応策を、マニュアルのような形でわかりやすい形で示していくことも有効と思われる。

なお、上記問題のうち、②の品種名と同一の名称の取扱いについては、2016年12月の特定農林水産物等審査要領の改正により、黒毛和種の牛肉の社会的評価等と併せて、取扱いが明確化されており、今後もこのような対応を拡充していくことが期待される。

第 3-3 表 登録審査の運用細目の明確化が必要と考えられる点

運用細目の明確化が必要と考えられる点	具体的内容	備考
特に優良なもののみをGIの対象とする可否	(市田柿) 当初、秀以上のみをGIの対象とする方向で申請を行ったが、審査担当者からの指導を踏まえ、市田柿として販売されてきたもの全てを対象とすることに変更。	地理的表示は、法律上、その名称によってある商品の特性と産地を特定できるものと定義されており、その名称で呼ばれながらGIの対象としないことは制度に反することから、その名称で呼ばれる商品のうち一部の優良なもののみをGIにすることは認められていない(ただしこの旨は審査基準等で明確に示されていない)。一方、農林水産省監修の「地理的表示活用ガイドライン」や全中作成の「地理的表示保護制度活用マニュアル」では、ブランド戦略上、優良なもののみをGIの対象とできると解される記述があり、産地に混乱が生じている。
品種名と同一の名称をGI登録することの可否	(松本一本ねぎ) 松本一本ねぎという品種名で種子が販売されており、松本市以外でも生産されているが、このような場合、どのような扱いになるかが不明。	2016年12月の特定農林水産物等審査要領の改正により、当該種苗の名称が既に地域で定着している農林水産物等の名称に由来する場合は登録が可能な一方、種苗会社等が品種開発等を行いその名称が定着した場合は登録不可という方向が示された。
最終仕上げ地が地域外である場合の取扱い	(知覧茶) 荒茶の製造までは南九州市内で行われるが、仕上げは地域外(静岡等)で行われるものが多く、これについても「知覧茶」という名称が使用されている。これについてGI登録後名称使用できなくなれば問題として、登録申請を一旦取り下げ。	煎茶の特性に強い影響を与えるのは荒茶製造までの行程であり、最終製品に特性を付与する荒茶製造までの行為が行われる地域を生産地として登録を行うことが可能か、行政に検討を依頼している。
加工仕向け商品の品質が一般的に出荷される商品と異なる場合の取扱い	(二子さといも) 青果としては子芋を二子さといもとして出荷するが、加工用に頭いも(親いも、品質は子芋と異なる)を出荷。頭いもを原料にした加工品に「二子さといも」の名称が使用されており、この扱いを継続したいが、GI登録後どのような扱いになるか不明。	夕張メロンの登録でも例があり、加工仕向け用の品質は別に定めることができる旨を産地側に伝達。なお、用途別に品質を定めることができる旨は審査基準等では明確に示されていない。

資料:現地調査結果に基づき内藤作成

[引用文献]

斎藤修 (2012) 「ブランド化戦略と産地マーケティング」『地域再生とフードシステム』農林統計出版 p116。

注

-
- 1 2017 年 3 月に 4 品目が登録され、現在の登録数は 28 となっている。
 - 2 夕張メロンは果物に、いぐさは非食品に分類した。
 - 3 くまもと県産い草量表
 - 4 出願から審査官による審査結果の最初の通知（登録査定又は拒絶理由通知書）までの期間。2015 年の実績（特許行政年次報告書 2016 年版）。
 - 5 登録査定があった後、登録料の納付を経て登録がされるため、出願から権利発生までは 6 ヶ月程度となる。
 - 6 法施行初日に登録申請された製品のうち、八丁味噌については、2017 年 2 月に登録申請の公示が行われたが、現時点で審査結果が明らかになっていない。
 - 7 2017 年 2 月 15 日現在では 16 製品が公示されている。
 - 8 砂丘らっきょう、生牧草、出雲の菜種油
 - 9 核となる団体がある場合、GI 登録申請に向けた合意形成等は当該団体が中心となって行うことができるので、自治体等の役割は、生産者団体と連携した PR 活動等が中心である。例えば、鳥取砂丘らっきょうや、連島ごぼうでは、登録の作業については農協が主体となりつつ、登録後の PR 活動等を行政が支援している状況が見られる。
 - 10 このほか、知覧茶では、南九州市が中心となって、これまでの知覧茶、川辺茶、額娃茶を知覧茶に銘柄統一する取組を進めており、GI の登録申請においても農協と連携して取り組んでいる。
 - 11 相生晩茶については、町が事務局を勤める相生晩茶振興会が、会員農家の情報交換、統一した袋の作成等を行っているが、GI 登録に向けた品質基準等の話し合いは行われておらず、GI 登録に向けた作業は進んでいない。
 - 12 地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として、2015 年から（一社）食品需給研究センターに設置されている。